



2020年3月18日

各 位

会社名 東芝機械株式会社
代表者名 取締役社長 坂元 繁友
(コード番号6104 東証第1部)
問合せ先 経営戦略室長 甲斐 義章
(TEL 055-926-5072)

3月18日付けで当社より株式会社オフィスサポートに送付した書簡に関するお知らせ

当社は、2020年3月17日に、株式会社オフィスサポート（以下「オフィスサポート」といいます。）から同日付けの別添1の書簡を受領し、本日、当該書簡に対して、別添2の書簡をオフィスサポートに送付いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

2020年3月17日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、貴社の株価はPBR0.5倍程度で大変割安に推移しております。現在貴社が保有しているニューフレアテクノロジー社株式の売却代金を含めた現預金及び投資有価証券は約500億円程度であり、貴社の時価総額とほぼ同等の水準にあります。

弊社を含む公開買付者グループ（以下「弊社ら」といいます。）は、貴社が発表された新しい中期経営計画について貴社との具体的な対話の機会を設けていただけない中、3月6日付訂正公開買付届出書において、弊社らが考える貴社の適正な自己資本の水準を踏まえ、貴社のROE向上の観点から、まずは貴社が保有するニューフレアテクノロジー社株式の売却キャッシュフローの内、特別配当を除く約120億円以上の金額を余剰資金として株主の皆様へ還元していただきたい旨の提案をしておりますが、昨今の情勢のもと、貴社株価が割安に推移している今こそ、貴社のROEを向上させ、全株主のための株主価値向上のための施策を実施する適切な機会と捉え、株主の皆様への余剰資金の還元を早急に決定していただくことを、改めて強く要請いたします。

貴社の株価が極めて割安に推移している現状を踏まえ、株主の皆様への余剰資金の還元の方法については、特別配当を除く約120億円以上の金額を取得価額の総額とする自己株式取得の方法によることを要望いたします。

弊社らは、本公開買付けの実施を機に、貴社経営陣の皆様が企業価値及び株主価値に対する責任を真摯に捉え始めたことを評価しております。繰り返しとなりますが、弊社らは、コーポレートガバナンス・コード基本原則5【株主との対話】に則った貴社との建設的な対話を望んでおり、対話の機会を設けていただけますようお願いいたします。

なお、公開買付届出書には、貴社取締役会が貴社純資産の帳簿価格の10%以上（60億円9390万円以上）の自己株式の取得を行うことについての決定をした場合、本公開買付けの撤回事由を満たす旨が記載されております。

敬具

別添 2

2020年3月18日

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉 様

東芝機械株式会社
取締役社長 坂元 繁友

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2020年3月17日付けの貴社からの当社取締役会宛ての書簡（以下「貴書簡」といいます。）を、確かに拝受いたしました。貴書簡は、当社において約120億円の自社株買いの取締役会決議がなされた場合には、場合によっては同年3月27日に開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本株主意思確認総会」といいます。）の開催を待つことなく、現在、貴社の完全子会社である株式会社シティインデックスイレブンス（以下「本公開買付者」といいます。）が実施している当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を撤回するとの趣旨の申入れのように読めますが、そうであるとすれば、仮に本公開買付けの主体が本公開買付者であるならば、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に則り、本公開買付者自身が訂正届出書をもって適式かつ直ちに開示されるべきものと存じます。そもそも、本株主意思確認総会で当社が提案している各議案が可決された場合には本公開買付けを撤回する旨等を開示された2020年3月6日付けの訂正届出書以降、貴社から同月9日付けで、本公開買付けの完了後において「弊社ら公開買付者グループ」が当社に対する議決権保有割合を1/3程度まで低下させる可能性に言及した書簡を頂いてからも、依然として、現在に至るも、本公開買付者から何ら訂正届出書の提出がないこと自体、金商法に反しているものと存じますので、仮に本公開買付けの主体が本公開買付者であって、その現在の意思が、当社において約120億円の自社株買いの取締役会決議がなされた場合には、本株主意思確認総会の開催を待つことなく、本公開買付けを撤回するというものであるならば、本公開買付者自身が、金商法に則って、直ちに訂正届出書を以てその旨を開示されるべきです。

また、仮に当社による約120億円の自社株買いがなされる場合において、貴社及び貴社の完全子会社である株式会社エスグラントコーポレーション（以下「貴社ら」といいます。）は、当該自社株買いに応じてその保有する当社株式を全て売却されるご意向であるか否かが貴書簡では何ら触れられておりませんが、かかるご意向があるか否かは貴社ら以外の当社の株主の皆様全ての利害に直接関係いたしますので、かかる意向の有無につき至急ご回答の上、直ちに対外的に開示されるよう、ここに要請いたします。

敬具